

の数字が大体九億程度になるものであります。御承知の通り、国連軍の日本に駐留いたしております兵数は、だんだん減少いたしておりますから、年間のベースといましては、ただいま申し上げたこの数字よりも下るものと予想いたしております。

○井上委員 次に伺いますのは、免税の物資が相当横流れをいたしておりますが、この横流れ防止について、一体政府はどのような対策を今までおとりになつたか、また今後は一体この横流れをどういう方法で防止しようとするのか、この点について伺いたい。

○北島政府委員 日米行政協定におきましても、あるいはまた国連軍との協定におきましても、免税特権を濫用しないようお互いに協力しよう、こういうことになつておりました。今までのところでは、たとえばアメリカの駐留軍関係におきましては、立川の飛行場に税関の職員を置きまして、その都度密接な連絡をいたしております。もしかりに犯罪がありました場合に、おきましては、先方の憲兵から積極的に税関の方に通知なり引渡しが今日まで相当あつたわけでございます。国連軍との関係につきましては、呉、佐世保あたりがおもてございまして、一時、一昨年あたりにおきましては、相当これから横流れしたと思われる情報が大分あつたのでございまして、最近におきましては、軍の内部において規律を比較的厳格に保ちまして、あまり昔のような大きな、目に余るようなことはないように私どもの方では考えております。駐留軍並びに国連軍の軍人、軍属がその特権的地位を濫用して国内の経済秩序を乱すことに対しては、軍

の内部におきましても相当厳格に取締つており、私どもにおきましても常時連絡をとりまして、その助成措置を要求いたしておるような次第であります。

○井上委員 これは非常にやつかいな取締りでございますから、政府としても対策は非常に困難だろうと思ひますが、今度の改正法の第三条では、この免税物資を加工、製造いたしました場合に、税関長が期間を指定しまして、特定の工場で行なふことにして、おとりしますが、この免税物資の加工、製造を行なふ特需工場を保税工場として指定する場合に、この指定が実は非常に重要になつて来ようと思つております。つまり初めから連合軍側と連絡をするといひますが、あるいはその荷物が陸揚げされまして、その工場へ持込まれて、それから税関長が特需工場として、保税工場として指定するの、か、それともまだ工場へ入らない先、この品物はどこかの工場に加工、製造を許可する、保税工場として指定する、こういうことになつておきましか。実はこの加工、製造の特需工場、すなわち保税工場として指定しますその取扱いは横流れをする一つの大きな原因になつておきましか。またその工場の加工、製造、搬入搬出等についてはどう取扱ひを一体されておきましか。これはまつたく向うさんの御自由によらしておきましか、税関は立ち会つておきましか、この点について伺いたい。

○北島政府委員 御承知の通り、相互防衛援助協定に伴ひましてわが国に輸入される場合におきましては、原則としてアメリカ政府なり日本政府なり、

あるいはまたアメリカから援助を受けている第三国の政府の出先機関ということになりまして、まず業者が直接入られて、それから加工またはそれを原料として製造し、軍に納めるということのは比較的少いのであります。しかしその場合は、かりにこれが加工または製造の上防衛目的に使われるといふことになりまして、その行く末を見届けませんと、税関としては困りますので、今回第三条においてこのようなストリートメントを設けたのであります。実はこの制度は日米行政協定にもあるわけでありまして。

そこです。通関の際に、これはアメリカ政府の証明をもらひまして、相互防衛援助協定に基くところの輸入品であるという証明によりまして免税するわけでありまして、その際にそのものをすぐ引渡さないで、加工または製造の上これを引渡す場合におきましては、あらかじめこの工場において、いつからいつまでの間そういう加工、製造をいたしたいという申請を出させます。それに基きまして、税関長は、もし妥協と認めます場合は、それを承認いたしまして、その工場以外ではそういう加工、製造はさせない、そうしてそこには税関の職員の派出をいたします。また手数料の徴収等は保税工場並の取扱ひをいたしまして、その物品が最終的に防衛目的に使われるように確保いたすつもりであります。日米行政協定におきましては、そのように実際になつております。先例に従つて厳格にその行く末を究ぎとめるつもりであります。

○井上委員 この免税物資の所有権は向うにあるのであつて、日本としては

ただ免税物資が横流れをしないようにといふことについての取締り、と言つては、どういふのが悪いが、連合軍に対してそういうことをせぬようにしてもらいたいといふことであつて、これを加工、製造する権限は日本政府にはないでしよう。

○北島政府委員 これは日本政府が加工、製造をいたすのではないのであります。業者が政府の委託を受けて、原料、資材を輸入して、それを加工または製造した上、政府に引渡す、こういうことが相互防衛援助協定におきましては行なわれることも予想されますので、その場合の規定でございます。

○井上委員 連合軍が直接やる場合はどうしますか。

○北島政府委員 相互防衛援助協定に基きまして、かりにアメリカ政府が原料を輸入して、そして自分でもつて加工製造するといふ場合におきましては、もう当初においてこれが防衛資材に使われるといふことがはつきりしておきましか、当初のアメリカ政府の証明によりまして、通関の際に免税いたすといふことに相なると思ひます。そしてその後加工製造されて、もしかりにそれを政府が使用しないで他に譲り渡すといふような場合におきましては、これは協定に従ひまして相互に同意した条件によらなければならぬ。かりにそういう場合が行われたときにおきましては、この特例法の第四条によりまして、その譲り受けを輸入と見なして、そこで関税法及び関税率法等を適用して税金を徴収する、こういうことに相なつております。

○井上委員 この第三条の免税の問題は、これは日本の業者がやります場合、税関との関係を規定してあるのであつて、一番やつかいなのは連合軍自身が直接輸入をいたしまして、それを日本の工場で加工製造をいたします場合、この場合日本の税関としてはどこまで一体その横流れを防止することについて権限を振ひ得られるのですか。

○北島政府委員 アメリカ政府がみずから資材を日本に輸入いたしまして、そして加工製造の上日本政府に引渡すといふこともあるいは想像できると思ひます。この場合におきましては、当初の通関の際に、アメリカ政府の証明によりまして通関を完了いたしまして、その後におきましては、あとで譲り渡し等のごとが行なわれないう限り税関としてはタッチしないのであります。

○井上委員 そうすると、連合軍の兵隊がたとえばタバコを横流れをする、あるいはその他のものを横流れをするといふ場合、これはまつたく税関としてはどうにもならぬことになつてゐるのですか。

○北島政府委員 ただいままでのお尋ねは、日米相互防衛援助協定の実施に伴う特例法の御質問かと存じておりましたが、ただいまの御質問はあるいはそれではなくて、日米行政協定の実施に伴う関税法の特例法の御質問か、あるいはまた国際連合との協定に基く特例法の御質問かというふうにも存するのでございまして、後者の意味の御質問でありましか。後者の方でございますと、軍人軍属等が軍人用販売機関におきまして酒、タバコ等の自己の消費に供する物資を買入場合には、当初の軍人用販売機関におきまして輸入する際に免税となつております。た

だその物資を軍人軍属等が他に横流しするといふ場合におきましては、これは日米行政協定の実施に伴う関税法等の特例、あるいはまた今回御審議願つておりますところの国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案によりまして、譲り渡しの際におきまして一定の手続を履かせるわけでありまして、この手続をしないので横流した場合におきましてはこの特例法違反、こういうことに相なるわけでありまして。

○井上委員 その場合にどこが裁判するのですか。
○北島政府委員 この点につきましては、国税規則取締法等の臨時特例に関する法律がございまして、日本国政府におきまして通告処分等ができるようになっております。

○井上委員 今までそういう事例がありますか。
○北島政府委員 ただいま計数は持つておりませんが、事例はございませう。
○井上委員 何件ぐらい今までそういう違反があつておりますか。
○北島政府委員 日米行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の違反件数を申し上げますと、昭和二十七年四月二十八日以降昭和二十七年中におきまして、件数といはしましては三十三件、犯人数四十二件、犯則物件の価額が百五十万二千円、それから昭和二十八年中の、すなわち一月から十二月までにおきまして検査いたしました件数が百二十三件、犯人数が百九十七件、犯則物件の価額が千九百三十七万円と相なつております。これらの検査につきましては、アメリカ駐留軍も非常に協力してくれまして、む

しろ軍の内部におきまして積極的に摘発して税関の方に引渡ししたような事件も相当あるものであります。なおわれわれといはしましては、まず一緊密な連絡を保ちまして、いやくもこの免税特権の濫用が行われることのないように極力防止したいと考えております。

○井上委員 特に連合国の軍人がその職をやめ、あるいはその軍属または家族が本国に引揚げます場合、自分が持つておりました免税品を売ります場合は一体どういふことになりますか。
○北島政府委員 行政協定に伴いまして免税で輸入した物資、あるいはまた今度御審議願つております国連軍との協定に基き免税輸入いたしました物資をあとで譲り渡す場合におきましては、免税特権のない者に譲り渡す場合は、その譲り受けを新たに輸入と観念いたしまして、そうして譲受人から関税等を徴収する法規に相なつております。

○井上委員 そういう事案は現在まで一体どのくらいありますか。たとえばアメリカ軍なり連合軍で本国に引揚げます場合、その乗つておりました自動車なり、あるいはその他の物資を日本国民に売り払ふ場合、はなはだしきは自分が乗りもせぬのに自動車を輸入して、そうして払い下げて乗りまわしているといふことを至るところに聞くのですが、そういうのはどういふことになつてゐるのか。

○北島政府委員 駐留軍の軍人軍属が免税で輸入いたしましたものを、あとで免税特権を持つていない日本人等に移譲する場合におきましては、その譲り受けを新たな輸入と見なしまして、

関税、物品税等を徴収するといふことはたゞいま申し上げた通りであります。その最も目立ちますものは自動車でございます。自動車につきましては、数字的にちよつと申し上げまして、昭和二十八年の一年間におきまして、駐留軍の軍人軍属等から譲り受けのありました自動車の台数は一万五百八十八台といふに相なつております。そこでこれら自動車につきましては、手続はどうかといふ規定におきまして、最近までは輸入いたしましたから六箇月以内は売つてはならぬといふことに相なつておりました。これが最近アメリカ軍の内部におきまして規定をかへまして、輸入しましてから一年以内は売つてはならぬ、こういうことに相なつております。そこでそれらの期間を過ぎいたしました、かりに転動等になつて自動車を日本国内で処分して行こうといふ場合におきましては、まず憲兵司令部に出頭いたしまして、そこで憲兵司令部からビル・オブ・セール、譲渡の証明書が発給してもらふわけでありまして、これは譲受人が同道して行くわけでありまして、そこでそのビル・オブ・セールによりまして向うで譲り渡しを許可するといふことのあるいたしました自動車につきましては、今度税関へ参りまして、そこで税金を納め、道路監理事務所へ行つて登録をするわけでありまして、道路監理事務所におきましては、その税関において関税及び物品税を納めたという証明のない限り、道路監理事務所におきましては新たに登録をいたさないことに相なつております。ところが関税あるいは物品税を納めないで譲り受け人が使

用している状態が相当あるのであります。これが俗にいふゆる飯ナンバーによつて運転いたしております。この飯ナンバーの取扱につきまして、昨年来各税関におきまして、警視庁その他の警察当局の応援を求めまして、随時街路におきまして飯ナンバーの自動車の取締りを実施いたしました。悪質なものについてはこれを告発その他の処分にするにございまして、今までのところは、できるだけ早く税金を納めさせるといふ方法によりましてこの取締りを実行いたしております。

○井上委員 次に、国の所有に属する自動車の交換に関する法律案、こんな法案を一体法律としてつくらなければならぬような多数の交換を必要とする事案が起つておりますか、どういふことでこんな法律が必要ですか。これをまづ伺いたい。

○原政府委員 お答え申し上げます。昨日提案理由でも申し上げましたように、一國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用してはならないというものが財政法に一條を設けてはつきり規定してあるものであります。今回、昨年の暮れであります、諸般緊縮いたし、一兆予算をやつて参るといふのに対応いたしました、国の自動車の使用の方、購入の仕方といふことについても大いに自衛いたしたいという意味で、次官會議において申合せをいたしました。この趣旨は、結局国産車、特に小型車にかへて参るといふことであります。が、やはりこれをいたしますのに交換といふことがなければなりません。交換というものが、たゞいま申し上げました財政法の規定がありまます関係から、それにより

まするところの法律に基く場合といふことのついにいたしますために、この法律案を提出いたしておるわけでありまます。

○井上委員 いらぬことでありますけれども、現在大臣や次官、局長等が乗つておる車は、たがい外国製の車が多いのですが、あれは全部民間の、たとえば日産の車なら車にかへようといふのですか。それならなか／＼見上げたものだが、そういう御意思で参りなつておるのか。そうすると、各省庁の自動車の中で国以外の者が所有する自動車と交換をするといふのですか。そういうことを各省庁から申出がございまして、具体的にどこの大官、局長が現在乗つてゐるものか、また政府の方においても次官會議でかえることにしようといふやないかといふことで申合せをされた上でおやりになるのですか。

○原政府委員 昨年の十二月でありまますか、次官會議で申合せをいたしております。これは輸入自動車の購入等の自衛についてといふことであります。が、これにはたゞいま申し上げました通り、緊縮予算、国際収支の改善という方針に即応して今後輸入自動車の新規購入を差控えるとともに、輸入燃料節約の趣旨に基いて、極力小型車の利用をはかる等格段の注意を執つていたしたいといふ申合せをはつきりいたしております。これを実行いたします場合に、たゞいま申し上げましたように、交換といふことが必要になりますので、この法律案が成立をいたしますと、そういう関係が実地に動いて参るといふことになりまます。またたゞい

まのところ、お尋ねのような具體的のところまで参つておられますが、この法案が成立するに伴ひまして、そういうような事務に移つて参りたいというふうに考えております。

○井上委員 これから輸入する自動車につきましては、外貨の節約や國民に与える影響等を考へて、そういう方針で今後やつて行きたいというの、私ども了承いたしますが、現在輸入しております、また現に使用しております高級自動車を國産の自動車に乗りかえ

るといふ方針をおきめになつておりませんね。その方針を政府としてきめた上でこれをお出しになつてゐるなら話はわかるけれども、今後輸入するものはできるだけやめて、國內産の物を利用するようにしようといふ方針をおきめになつたのだから、そうすると、

そういう次官會議の申合せを具體化するに於いて、こういう法律をつくつておけば、だれが非常に清廉潔白にして、わしどもの自動車は國民の税金にやといふことをお考へになつて率先垂範の氣持からかえようという、非常にきれいなお氣持で希望者が出て来るからわからぬから、こういう法律をあら

かじめ準備して置こう、こういうことでございませうか。こういう法律を出す以上は、少くとも政府みずからが次官會議なり、閣議で現在大臣及び局長等が乗つておる高級車は國産の日産に全部乗りかえる。従つて今乗つてゐるものは民間の方と交換しようといふことに方針をおきめになつてからこの法律を出さぬと、だれかそのうちにやるだらうというやうな、そういう國民をばかにしたやうなことはやめなさ

い。政務次官がおいでですが、あなた自身おかけになる勇氣がありますか。もう内閣はやるやうなうから、どうせ社会党内閣が次に控えておるによつて、こういう法律をつくつておけばや

りよるなと思つて、みずからの内閣がなくなることも考へんと出して来たのか。これは、一体閣議の方針もきまつてなし、次官會議の方針もきまつてなしの、それで交換することだけ法案で出して来るというこれはおかしい話じやないですか。その方針をきめまし

たか。○植木政府委員 一応ごもつともな御質問でございまして、先ほど政府委員もお答え申し上げました通り、昨年の暮れの次官會議の決定と申しますのは、いわゆる外車を新しく買入れるやうなことは大いに自粛しようといふやうなことがあつたことはもちろんでございませう。しかしながらその後におきまして、ことに大蔵省當局としては、官庁用自動車の使用の節約、あるいは高級なものをなるべく國産で間に合せるというやうな方針を考へており

ます。従つて今回この法律案の御審議を願ひまして、なるべく近い機会に官庁間で適當なる申合せ等をいたしまして、実行に移つて参りたいと思つております。もちろん交換と申しまして、外車を持つておるものをただちに國産にかへるといふ場合もございませうし、あるいは大型のいい車を、多くの場合一人しか乗らないのに使つておるやうな場合には、これを小型の車に交換するといふやうな場合等も考へておるのであります。私どももいたしましては、なるべくひとつこの法律の精神を体して、各官庁ともこうした方

向に乗り移つて参るやうに、ぜひとも勸奨その他申合せ等を行つて参りたい、かやうに考へておる次第でござい

ます。○井上委員 はなはだしつこいようですが、もう一点伺つておきます。万が一この法案をこいうふうな修正した場合、政府は同意いたしたとして所有しておるものは、何年何月何日以降は國産と交換すべしというやうに改正した場合に、あなた方それでよろしゅうございませうか。そういう修正ができた

ら、それに應じますか。これはあなた方みずからの問題になつて来るが、やぶへびですぞ。ですから、もう少しこれは政府みずからが閣議や次官會議で練つて、ほんとに國民に垂範する意味でお出しになるなら、これは私も満

場一致賛成です。政府がまだへつび腰で、みずから高級車を乗りまわしておつて、そして今後買つてただけは遠慮しよう、こいうつもりで、まあひとつこれもお添えものに出しておこ

うかといふことなら、法律にまでしな

くたつていいじやないか。もしいらぬ

のですから、何も交換なんて言わな

くたつていい。売り払つてけつこうな

んで、こんな法案を政府みずからが方針をきめんと出して来るということはおかしいといふことを私は考へておるのであります。ぜひ政府がやりたい

というならば、施行期日をきめて、はつきり具體的に実行さすといふことになつてしまひます。その点はもう少し

御検討願ひたいと思ひます。次に、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案について、一、二点伺つておきますが、この物品といふのは、国有財産に属し

ない動産で、特に災害救助用に使用器具、生活必需品などといふことになつておりますが、これは、一体政府でどのようにこれらの物品が現在準備されておりますか、もし準備されてゐるとすれば、一体管理はどのようにして行

われておりますか。つまりこの法案に規定してあります災害救助用に使用器具、生活必需品といふものは、政府は災害に備へて準備をいたしておりますか、いふとすれば、それは一体どうい

う方法で準備され、またその管理はどのようにして行つてゐるのかといふ

点を伺つておきたいのであります。○原政府委員 このお願ひしております法律案は、ただいまお話のやうな、非常災害の場合の緊急救助用の物資を備蓄しようといふ趣旨のものではなくて、備蓄と別な系統の法律ないし行政措置によつて行つた物資を無償で貸し付けるといふことを法律で定めませんと、先ほど申しますやうな財政法、国有財産法等に縛られておりますから、それを解いてほしいといふことであります。従つて災害救助法系統で、あまり

備蓄といふやうなことでなしに、非常

の経営してゐる病院で毛布を出せ、そ

れを配れといふやうなことになるやうな

らば、そういうのが出て参るといふやうな

うなど、また急遽各地から救援列車

が出て参るといふやうなことで行われるわけでありまして、その際無償の貸付を行ひ、また国有林野におきましては低額の譲渡ができるやうにして、一般の

拘束を非常の際には解くようにしたいといふのがこの法案の趣旨であります。

○井上委員 国有林野のあります地方が災害を受けた場合に、この国有林野の産物を譲渡いたしますときに、無償または低額といふことがこの法律に書いてありますが、一体これはどつちを主にやるやうなのですか。無償を原則とするのか、無償じや困るから低額で行こうといふのか、どつちを

一体主にしようといふのですか。これは時の事情によつて、またその地方団体の貧弱、富裕等の諸条件に応じて、林野庁の末端組織である営林署長といふやうなものが独断で、あるものは無償、あるものは低額で譲渡といふ自由裁量を認めるのか、それとも政令が何かで、こ

ういふ場合は無償、こ

ういふ場合は低額譲渡といふやうに、一定の基準を具體的におきめになるのか、さうでないか、非常災害の場合でござい

す。物品の無償貸付及び譲与等に関する法律というのがあります。これに無償で貸し付け得る場合、それから譲与し得る場合、低額でできる場合というものが各条文に入っております。その低額で譲与し得るという場合の一つに加えていただきたいというふうに考へて、お願いしておるわけでありま

す。○井上委員 その低額というのは、一体基準を何か設けますか。低額と言つたて非常な範囲が広いですから、さきに私が申しましたように、当該地方団体の財政の事情、あるいは災害の度合い、範囲等を考慮しまして、災害が深刻で、かつその復旧に非常な当該地方団体が困つておるといふ場合には、特に安くしてやるのか、そうでない場合は市村より二、三割安くするといふような度合いを、どこで一体きめるのですか。

○原政府委員 ただいま申しました無償貸付及び譲与に関する法律に、無償でない低い価格での譲与、ないし貸付の道が許されている場合をあげて、それを突撃に行います場合の必要な各事項につきましては、各省、各庁の長が大蔵大臣に協議した上で定めるといふことに相なつております。これによりまして、御指摘の通り、いろ／＼な場合を想定いたしました低額譲渡の基準と申しますか、低額に仕方の大体のめどといふようなものを、各省との間に相談してつくつて参りたいというふう

に考へております。○井上委員 そうすると、現実災害が起りまして、災害救助法が発動されて、その橋梁なりあるいはまた河川の決壊なりを応急に復旧しなければなら

ぬという場合に、この林産物の活用という問題が起つて来ようと思ふ。その場合に、価格が大蔵大臣の承認を得なければならぬといふことになりよつたら、間に合わないか。事実火急の場合の用に供せないのでしよう。だから、たとえば近く近くに国有林野があつて、相当伐採をしてもさしつかえない条件に置かれておつても、営林署がその伐採を許可しないといふ場合は、一体これは営林署の伐採しちやいかぬといふことを認めますか。それとも多数人民や田畑の流失、埋没を防止しようといふためには、木材を十本や二十本切つたつて、その国有林野の経営の上には大なる支障を来さないといふ場合、一体どちらの主張を妥当としますか。おそろく国有林野を管理しております営林署は、地元からそういう要求がありましても、ほとんど受付けま

すまい。もし受付けるといたしまして、いろ／＼手続複雑にして用をなし得ないといふことになるんじゃないですか。だからこの法律を優先して、現在の国有林野法をたてにとらさないよ

うにするといふことが出来ますか。そうじやなかつたら、この規定は役に立ちません。どうしても当該営林署の林野を管理いたしております者は、山を愛する立場から容易にそういう伐採を認めません。その場合この法律によつて、火急の場合だから、そういう橋梁の仮橋をつくる、あるいはまた堤防の決壊を一時食い止めるというために必要な資材を切り出してもかまわないといふことで、この法律は優先する、こういうことに御解決願えましようか。そうしてそのときに、切り出しました木材その他につきましてはできるだけ安くするということにして、価格はあ

とで大蔵大臣の許可をとつて、ほんとうに救済の意味を達し得るような価格の措置を講ずる、こういうことになりましようか、その点を伺いたい。○原政府委員 ただいま申し上げましたところの低額にいたします基準の相

談は、これまた各省との間に、法案の施行になります時期を見て進めて参りたい。そうして早目に一般的な基準を各省との間に御協議してきめて参りたい。そうして災害が起りました場合には、もうそういう用意ができておるといふことにいたす所存でございますか。御心配のようなことはないようにいたせると考へております。○井上委員 価格の問題はさうでけ

ておりますので、——当面輸出に一番大きく使用されておりますこの加工金というものは、これは陶磁器が裝飾用に使うのでありまして、ことにわれわれが心配いたしましたのは、陶磁器の年間輸出総額は四千五百万ドル、これは金地金に換算いたしますと三十六トン何かに相当するのでありまして、特に陶磁器のごときは、原材料のほとんどが国内産のところであります、それに加工が加えられるのである。この四千五百万ドルはほとんど八千万ドルにも匹敵するところの外貨の効率を持つものでありますので、これが値上げされて加工金が高くなる、従つて輸出用陶磁器の生産コストが高くなる。こういうことが輸出をばたかすといふやうなもので、この金管理法の改正については特に慎重に取扱つたのであります、しかし一方この通産省から大蔵省に申し入れられた公文書——現行価格を維持するというこの事情を信じて、この法律は遂に通過するに至つたのであります。問題はその後、の事情でございまして、産金業者はこの協約をわざと二箇月にして破棄いたしました、そうして五百五十万ドル売るわけには参らぬ、五百三十万ドルでなければ売れ渡すことができない、こういう一方的な通告をして参りました。御承知の通り今輸出は、さらにますます困難の度を加へつつあります折から、コスト切下げの問題がいろいろ政府によつてとられておりますけれども、一方その主たる原材料が現実にごうごうな値上りを来すといふことでは非常に困る、こういうので、大蔵当局並びに通産省に對しましては、熱烈なる陳情を續けて参つたのであります。しかるところ一

向らちが明きませんので、過ぐる四月十四日でありましたか、通産委員会は特別にこの問題を説明するために小委員会を開きまして、長時間にわたつて議論をいたしました。すなわち政府は、本法案が上程されました当時、陶磁器だけに對しては現行価格につき責任をもつて特別に取扱うのだ、従つて輸出を阻害するといふやうな結果にはならないであらう、こういうことで国会を了承させて本法案を通過せしめたその後において、業者がわざと二箇月足らずしてその協約を破棄して、一方的な値上げを通告して来たことに對して、何らの影響力を与へていない、すなわち、いふところの行政指導は何も行われていない。

〔委員長退席、黒金委員長代理着席〕

その責任を追究し、この両者の覚書に、さらにまた日陶連と産金業者との間に結ばれたところの協約がそのまゝ履行されることのために、いろいろと論議がなされたのであります。これについては通産省からも連絡があつたかと思ふのであります、しかるところ四月の二十二日に至つて——国会においてそういうやうな論議が行われるといふことは、察するところ日陶連そのものが国会議員を動かしておるのだらう、そしてそういうやうな反産金的な議論を行うといふことはけしからぬといふことで、今度は実に飛躍いたしまして、五百七十万ドルでなければ金を渡さないといふ一方的な通告を四月二十二日に日陶連に對して正式に申入れを行つたといふこととございまして、申し上げるまでもなく、現在の金の国際価格は四百五十万ドルでございます。陶磁器

の生産国でありますイギリスにおきましても、あるいはアメリカ、ドイツ、チエコ等におきましても、すべてインターナショナル・ベースで生産が行われておりますのに、ひとり日本の代表的輸出産業の一つである陶磁器、これにまた欠くことのできない金液のもとであるところの金、これが外国より三割も四割も高いものを使用いたしましたならば、輸出の振興が大きいはずであるといふことは当然考えられる事柄であらうと思つてあります。私も、この陶磁器業者たちの大部分が中小企業者であるといふことを特に重視しなければならぬとせん。一方産金業者はすべてで八社あるやうであります、その基礎を大企業に置くものであり、しかもニッケル工業とか、銅工業とか、これらの関連産業を通じて、行わるべき大企業でございまして、しかも昨年度までは年間三億でありましたが、本年度におきましては年間九千五百万円の補助を受けておる。さらに本年度は鉄床に對して、二億五千万円というものが利益の中から損失に繰入れられるといふやうな特別の減税措置も講ぜられておる。すなわちあらゆる段階において政府の保護を受けておるこれらの産金業者が——われわれ、社会党両派、改進黨、当時自由党の方もいらつしやいました、輸出振興のため、これは当然立法の当初慎重に検討され、しかもそれが条件となつて法案が通過した。この事情がその後弊害のごとくに打撿せられ、政府のいつておる問題が何ら解決されてない、こんなばかかなことがあるか、こういうことである、と議論をいたしましたのでござい

して参りました、たとえば産金業者がヒステリックになつて、五百三十万ドルで悪かつたならば、しかもそういう反金銀的な議論を国会で行うならば、一般市価と同じ五百七十万ドルでなければ売らないのだ、こういうことではほとんど無政府状態であらうと思ふのであります。大蔵並びに通産両省間において交換された文書がここにありますので、これはひとつ十分御検討いただきたいと思ふのであります。

そこでこの機会に政府にお伺いをいたしたいことは、しよせんこの問題は解決しなければならぬとせん。とにかく四千五百万ドルの外貨を獲得しておるのだから、これはほとんど百パーセント円資金によるものでございまして、外国から原材料を買入れたといふものではない、これは大きな輸出でございまして、これらの諸君がとにかく非常に困つておるのだ。しかも筋が通らない、一方的な産金業者のあり方について国会並びに政府の善処をひたすらに頼んで参つておる事柄でありますので、これは接収貴金屬の中から処分するか、処分して払い下げて加工用金にこれを活用するか、あるいは政府が年々買い上げております三分の一の政府買上金の中からこれを払い下げることによつて彼らの要請を満たして行くか、あるいは別途四千五百万ドルの輸出の原材料として金塊そのものを外国から輸入するか、あるいは交換文書の中で約束されております通り、すなわち行政指導の妙味を発揮されて、そこで協約されておつた実行を彼らに迫るか、四つの中の一つの解決がなければ、この法律に関する限りはほとんど無政府状態でないか

と思ふわけでありまして、大蔵政務次官にはただいま端的にこの書類をお見せいたしました、あるいは何ら基礎的な御研究が行われておられないかもしれませんが、事柄はきわめて明白な事柄でございまして、輸出業者たちが輸出に使うための金が高いのだ、高いのは困るから安くしてもらいたい、安くしなさいといふてその法律を改正して、自由に移すとき、陶磁器に使う金だけは今の値段にするのだ、こういうことになつておつたことがさうでない形になつておる事柄について、政務次官は一体これをいかに処理されるお考えでありますか。この機会にまずこの点をひとつお伺いしたいと思ふのでございまして。

○植木政府委員 答へ申し上げます。陶磁器業者の使用します原料の金、すなわち金液にこしらえて使うのでございまして、彼らのこの金の入手の方法につきましては、私に敏に、先ほどの御説明あるいは御質問の内容によつて初めて知つたのでござい

につきましても、私の聞き知っており
ますところは、遺憾ながら国内産の
金液は外国品に比べてまだ質が非常に
悪い。それでできるならば外国から金
液そのものを輸入したいという希望を
陶磁器業者が持つておられるようにも
聞いております。これにはいろいろな
問題がありますし、今もお話になりま
したような幾つかの考へべき方法があ
ろうと思ひますから、こうした点につ
きまして関係当局とも連絡を密にいた
しまして、わが国のたくさんの外貨を
取得するこの業界のために、できる限
りの支援の措置をはかつて参りたい、
かように存じます。

○春日委員 大体誠実なる御答弁をい
ただきました。今後の御研究によつ
て、この問題が業者の納得できる形に
おいて、しかも日本の輸出陶磁器がさ
らにその輸出を促進できる形において
解決されることを強く要望するもので
あります。またこの機会に、政府が買
上げをいたしておりますこの金そのも
のを、国際価格に準ずる価格によつて
業者に払い下げる事柄についても、私
はひとつ御検討をお願いしたいと思います
でございます。

産金業者といたしましては、自分が
犠牲を払つた犠牲価格で政府に納めて
おるのだから、それを陶磁器業者の利
益において払い下げることについては
異議があるという御説があるかもしれ
ませんが、しかしこの陶磁器の中小
企業者は、ほとんど赤字経営であえ
いであります。一方産金業者は、関連産
業等のいろいろな景気の関連性もあり
ましようが、相当高利の配当をいたし
ております。特に問題になりますこと
は、年々相当の補助金が国から交付さ

れておるといふことでございまして、
特に陶磁器業者は、国内消費のために
とかくのことを要求しておるのではご
ざいまいせん、もつぱら諸外国と競争
することのために同一の国際ベース
の上に立ちたいという要求でありまし
て、これは何人が聞いても十分首肯し
得る立論であらうと思ひます。わが国
の輸出の問題もいろいろありましよう
し、あるいはまた金液輸入の関係等も
いろいろございまいしやうが、手取り早
い方法は、政府が買い上げた金の中か
ら——わずかな年六六六キロでありま
すが、これでもつてその五十倍近い外貨
が獲得できる。その外貨ならば、金塊
を買いおふと思へば買えるのでありま
す。そういう意味で、この問題がこの
まま捨てておかれますと、だん／＼と
官僚に火をつけまして、そして問題が
内訌して参りましてからでは解決が困
難になるのではないかと思ふのであり
ます。すなわち陶磁器業者の陳情に反
発いたします産金業者は、五百三十円
で悪かつたらやめてくれと言つてお
る。五百三十円の立場において論議を
行えば、今度は五百七十円に値上げを
してくれと言つておる。これではまる
でヒステリーであります。こういうよ
うにわれ／＼が経済を憂へ、輸出振興
のために正しい議論をしておりますの
が、どう誤つた宣伝であるか、産金業
者の方に対してそういうヒステリカル
な影響を与えたということになります
と、問題をさらに解決困難な状況に追
いやつてしまつて、この輸出産業に及
ばす影響が甚大であるかと考
へますので、こいねがわくば通産当局
と早急に御協議をお願いしまして、この問
題の早期かつ合理的な解決のために、

ひとつ次官の積極的な御努力を特に切
望いたしまして、私の質問を終りま
す。

○黒金委員長代理 この際お諮りいた
します。

ただいま議題となつております接収
解除ダイヤモンドの処理等に関する法
律案及び接収貴金属等の処理に関する法
律案の両案に關しまして、理事会の
決定に従ひ、本日午後三時より日本銀
行地下に保管してあります接収解除ダ
イヤモンドの管理状況を視察いたした
いと存じます。この点御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黒金委員長代理 御異議ないようで
ありますから、さよう決定いたしま
す。

本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午後零時二十九分散会

昭和二十九年四月二十六日印刷

昭和二十九年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局